

第十九回 参議院内閣委員会會議録第三十号

昭和二十九年五月十日(月曜日)午前十一時二十二分開会

出席者は左の通り。

委員長

小酒井義男君

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員会を開会いたします。

理事

委員

植竹 春彦君
長島 銀藏君
竹下 豊次君
井上 知治君
白坂頼米吉君
岡田 宗司君
松本治一郎君
山下 義信君
八木 幸吉君
三浦 義男君

○八木幸吉君 行政改革の目的はどこにあるかという点につきましても、緒方副総理は本会議の御答弁で、我が国力に相応した簡素且つ能率的で、而も国情に即する民主的な行政制度を確立し、併せて国民負担の軽減を図ることが政府の行政整理の根本の考え方でありまうと、こゝ仰せられておるのであります。私も極めて御同感であります。このほかに合理的ということ、すべての官吏が国民全体の奉仕者たるの本分に徹すること、これらの併せて目的の一つに加へたい、かように存するわけでありまう。そこで、私が第一にお伺い申上げたいのは、我が国力に相応する行政機構とはどういふものであるかという点であります。御承知の通り敗戦の結果我が国土及び国富は激減をいたしております。この現状に鑑みまして戦前と比較してどの程度に我が行政機構の規模をおさへるか、その基準を承わりたいと思ひます。

事務局長

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
常任委員 藤田 友作君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

政府委員

行政管理局次長 大野木克彦君
行政管理局長 岡部 史郎君
法務省人権擁護局長 戸田 正直君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○国務大臣(緒方竹虎君) 行政整理の問題を政府としては無論重要な施策と考へておるのであります。これは総理もたび／＼申上げておるうちに、例年、例年と申しては少しづつ過ぎるかも知れませんが、たび／＼行政整理といふものは繰返す必要があるように考へますので、今お述べになりましたのは、私が議連の質問に對して、重要法案といふものをどれ／＼を特に重要と考へておるかというときの答へを御引用になつたのじやないかと思ひます。が、行政整理そのものにつきましても、無論政府としてもこれを重要視しておることは申上げるまでもないのであります。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

国務大臣

国務大臣 緒方 竹虎君

○八木幸吉君 行政整理の根本的な問題について以下順々にお尋ねいたします。

困難である、こういう御答弁でありましたが、それなら観点を變えまして世界の大勢として我が国がいわゆる夜警国家から文化国家、福祉国家の方向に進んでおる。この過程において、而も敗戦後の我が国の現状において、この国家の業務もどの程度でとめるのがよいかという、これの大体の何かお考えがあれば承りたいと思います。

○國務大臣(緒方竹虎君) 敗戦の結果国力は非常に削減されておりますけれども、国民の福祉の上に鑑みまして、国家でやつて行く仕事は、今日の社会情勢から言つて余り減つていない。むしろ社会の複雑化に伴つてふえておると考えております。その両方の事情を考慮して出さなければならぬ結論は即ち事務の簡素化、能率化ということ、これだけでは如何に政府の行政の範囲が大きくなりまして、これは国として国民の負担を考えます場合には是非とも遂行して行かなければならぬことだと考えておりました。その一部分を御審議を願つておるような次第であります。ただ国情がこういう事態にありまます関係上、整理というものにも社会的にも一つの限界がありまして、生活問題から、その整理をした人の生活というようなことを考えなければならぬ点から、その退職の場合の方法、或いは退職後のことにつきましても、これもやはり政府としてできる限りの或る程度の配慮をしなければならぬという点から、机の上で考へるほどドラスチックな整理がとかく行にくいということが最近の行政整理に伴う一つの動かし得ない事情だと考えております。

○八木幸吉君 第三に私は我が国の現状

としましては、国家の仕事はつとめて本質的な業務に限定する、例えば専売事業、国営事業はこれは民間に委譲するのが適当ではないか、この問題につきましても原則的にどういふふうにお考えになつてゐるか、殊に自由党を基盤としての現内閣の立場としましては、当然民間委譲を本格的にお考えになるべき時期に到達しておるのではないかと、こう思うのでありますが、これについての意見を。

○國務大臣(緒方竹虎君) 御指摘の通りでありまして、政府でも、今の政府の立場と申しますか、考え方が言ひましても、できるだけ専売その他国営企業を民間に委譲したいという考えであります。

○八木幸吉君 第四番目に。本会議で副総理の御答弁の中に、我が国情に即する民主的な行政制度の確立、こういうことが行政整理の目的の一つに挙げられておるのでありますが、これは恐らく占領治下アメリカの指示若しくは勧告によつてできた各省の制度の改廃を意味するものであると思ひますが、例えは各種の行政委員会の制度等は純司法的な性格を有するもの以外は、大部分整理されておりますけれども、今後なお我が国情に適合せざるものとして改廃を考えられておる制度、機関が如何なるものがあるか、例えば首都建設委員会のごときは如何にされるのであるかという点を伺ひます。

止する方針で成るべく推進して参りたい、そう考へております。

○八木幸吉君 第五に。政府がすでにその改廃を決定しても法律、政令の關係で行政整理の施行できないというようなものには相當あるのは御承知の通りであります。臨時行政改革本部を設置せられましてから、すでに改廃を決定せられまして法律政令の教と今後改廃せられんとするこれらのお見込の数を承りたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは、この法律政令は成るべく廃止をしたいというところで、内閣は今の行政整理以前から法令整理本部というものをやつて検討しておつたのであります。今度の行政整理には非常に密接な關係がありまますのでありますから私がこの度の行政整理に取りかかりましたときに、政令整理本部でこれまでおやりになつて來られた仕事の引継ぎを受けまして一緒にやつたわけでございます。随分いろいろ面の検討はいたしましたのであります。なか／＼最終結論を出すことの困難なるものが相當ありまして、取りあへず問題のない部分だけが今国会に法令整理として御審議願う段階まで行つております。それからその次の段階になりますのは、今大體この整理本部の案を各省とそれ／＼検討を續けている、こういう状態でございます。

○八木幸吉君 数がおわかりになつておりましたらお示しを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは今現実に整理することができるようになつた数は今ちよつと数えておりませんが、整理本部で検討いたしましたときに

には、第一次案のものは一つの法律を全部改正いたしますものと、又一つの法律に全部改廃いたしますものと、それからしる或る法律に改正部分を加えますもの、そういうものを大ざつぱに数えまして二百八十近い件数があつたように私は記憶いたしております。

○八木幸吉君 その中で今国会に出てゐるのはどれくらいでございますか。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは今まだ数えておりませんし、まだ各省全部が或いは出揃つておらないかも知れないのであります。そしてここにまゝとまつて出ておりますものはむしろ今申上げた二百八十という概数の中にありますものなないものがあるもので、その間の關係はないというふうに記憶いたしております。

○八木幸吉君 今の二百数十の法律、政令の改廃の、何と申しますか一覽表を適當な時期に資料として頂戴いたしたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) 承知いたしました。

○八木幸吉君 それから第六にお伺ひいたしたいのは、中央と地方との行政事務の範囲を明確に区分して、その配分を適正化することが国家全体としての行政能率を高める上において必要と思ひますが、今後都道府県のある方をどうするか、各省と出先機関との關係を如何にお考えになつておるか。又道州制の問題についてはどういふふうな御見解をお持ちになつておるか、これに対する基本的な考えを副総理から承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは事務配分は成るべく今の状態を再検討し

て配分のし直しをしたいという考え方、そのときにいろいろ参考にするべきものとしたしまして、例の地方行政調査委員会の原案、通称神戸委員会というものでお出しになつた、委員会の相當適切な示唆を手えてくれておると思ひます。又その方向に従つて検討いたしております。具体的な考え方といひましては地方自治法の改正の際に若干これも考慮したいということを考へておつたのであります。今国会におきまして国会に御審議を願う自治法の改正には、遂にこの段階までには参りませんでした。今後いろいろこういう世間にある考え方の方で、中央と地方の事務配分をし直すという方向で検討してみたいと考えております。

それから府県の性格であります。これは実はいろいろ考へ方があります。今政府としてまとまつた考え方はないのであります。併し極く抽象的な表現でお許し願ひますならば、現在の府県というもののあり方自体、性格、機構、運営の仕方自体にかなり問題点がたくさんあるのではないかと、こういうふうに考へております。殊にこの問題点になりますのは今のようない合に行きますときに自治団体、而も完全な自治団体として考えられておるのは、御承知のように二段階になつておりますからその間に非常な無駄がある、府県というものは自治団体として二段階に無駄があると同時に、今度あつた形になつておりますために止むを得ず国のいろいろ機関も各種地方に出先を持たなければならぬというふうになつて、どちらの面からも非常に無駄しておると感じが強くいたします。で、そういう点を頭に置きなが

ら府県のあり方というものを再検討してみたいという考えであります。これは引續いて国会が終了すると又充足いたします地方制度調査会において本格的な検討を願うということになります。それからもう一つ、府県のあり方というものを相当検討して参ります。やはり私は行き着くところが一種の道州制というふうな形のものになるのではないかと見通しを持っております。わけありますけれども、併しこれにいたしてもやはり或る程度まで推移するに段階的な経路が必要であると考えられます。今のところ道州制の問題はその程度以上に余り考え方は発展いたしていません。

○八木幸吉君 少し問題は飛躍しますけれども、知事の官選の問題について一言だけ御見解を承りたいと思います。

○國務大臣(塚田十一郎君) これも俗に官選々々と言われておりますけれども、これは政府として別にきまつた考え方があるわけじゃないのであります。結局行政管理局長官若しくは自治庁長官としての私の極めてまだまとまらない考え方でありまして、私が今考えております基本の考え方は今の公選制度についての非常に強い疑惑でありまして、あの制度が非常にやはり財政の面におきまして、機構の面におきまして、又制度としての在り方の面におきまして、問題点が非常に多いからしてあの制度を変えたいという考え方があるわけでありまして。

○八木幸吉君 第七番目にお伺いしたいのは機構の合理的簡素化の問題であります。内閣の首長たる内閣総理大臣が行政各部の指揮監督という総合的

事務を能率的に遂行し得ると同時に、国策の企画立案に便宜なるように総理府の機構を簡素強力に改組することが必要であると思つております。そこで内閣総理大臣の総合的機能を發揮せしめるために人事、予算、企画等の事務を総理府に統合することが妥当と思つておりますが、如何でありますか。例えば大蔵省の主計局を総理府に移して予算局とすべしという説は、従来の行政改革案におきまして最近にはすでに三回に亘つて提唱せられたところでありまして、これに対する御意見をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(緒方竹虎君) 機構の合理化につきましては、行政改革本部でも相当検討いたしたのであります。国力は小さくなりましたが、この仕事は決して減つていない、そういうことから機構の合理化と言いますと省の廃合が一番先に問題として取上げられるのであります。省の廃合というものを一応考えてみたのですが、どうも実際に実施がそれほど伴わない、そういう点から更に検討を続けるということになりまして、今のところはこの事務の合理化、簡素化ということを中心として先づ先にやつたわけでござります。併し総理府につきましては今御指摘になつた通りの考えを政府としても持つておりまして、まだ未定稿ではあります。が総務長官というふうなものを作つて総理府の仕事を中心として行くということがよくないかという考え方を持つております。予算局の設置につきましては、これはアメリカ初め外国にもあつて、理論的にはまさに予算局というものが独立してこの政府を中心として総理大臣に直屬してあるということ

が正しいと考えられるのでありますけれども、いろいろ検討して見ますと、結局仕事は現在大蔵省でやつておりますことと同じようなもので、現在政府としてまだ予算局を独立させるというまでの踏みがけに付いておりません。これは行政整理の問題を取上げる場合に一応始終問題になつておりますが、今のところは主計局をこの際に廃止して予算局を設けるという考えまでになつておりません。

○八木幸吉君 予算局の問題は一つの行政部門である大蔵省にあるというものは、どうも今の主計局そのものは非常に予算のなんと言いますか、各省からのほう大な要求をチェックするといふ点についてはかなり努力を払い又効果を挙げておられるようでありまして、けれども、今副総理が仰せになりましたように、どうしても理論的には総理の直轄の下にあるのが当然であるといふふうに考えられます。思い切つてこれら一実施する気持で御研究になる必要があるのではないかと常に私も考へるわけでございまして、なおこの点について一層の御検討をお願いしたいと思つております。

○國務大臣(緒方竹虎君) 更に検討してみます。

○八木幸吉君 それから第八番に、行政機構の改革を考へるに当りまして、企画部面と実施部面はわけるのは当然だと思つて、総合的な企画の部面はさういふふうに統合し、実施部面はさういふのが必要である。その意味から北海道開発局がどうも総理府におかれては、これは必要ではないので、やはりこれは地方に移すのがよい

いではないか。又調達庁のごときも外務省にこれを移管するほうが本筋じゃないか、こう考へるのであります。如何ですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 今お話になりましたのも一つの考え方でありまして、北海道はほかの内地の行政区域と少し違つたような事情があります。殊に日本が満州、朝鮮、台湾等を失いました今日におきましては、北海道の開発にこれ以上以上の国としての関心を注いで、外地で失つたものをできるだけ国内の開発に待つという方針をとるのはいいかという考えを今の政府は持つております。そういう意味から北海道開発庁の仕事は勿論北海道現地に於いてやることであります。けれども、やはり中央においてこの北海道開発についての国としての考えをきめて行く機構が必要であるといふ考えから現在の制度をそのままにしておるのであります。政府としてはさういふ考え方をすると同時に、北海道の開発というものを対しましては、今日日本が食糧的に独立ができていないといふことはこれは非常な大きな問題で、国際収支の均衡を得る上から是非急いで解決せねばならぬ問題であります。北海道にはこれ以上以上の関心を注いで行きたいというのが先般総理大臣の施政演説にも現れた政府の考えであります。

○八木幸吉君 第九番目に各省の問題についてお伺いをいたしたのであります。昨年八月の行政改革本部の発足当時におきましては、塚田私案として現在の一府十一省を九省乃至十省に整理するということが新聞紙上に伝えられたのであります。途中でこ

れはまたやみになりましたが、そのいきさつをくあらまして結構ですが、伺つておきたいと思つております。

○國務大臣(塚田十一郎君) これは九省案といふと記憶いたさないのではありませんが、現在ある幾つかの省を統合したらどうだろうかという構想は立てたことが確かにござります。例えば労働省と厚生省を統合して社会保険省といふようなものにしてみたらどうかといふ考え方もありまして、又現在いろ／＼な企業をたくさん扱つておる国鉄の關係でありますとか、郵政省と電通公社の關係でありますとか、そういうものが幾つかありますので、これは企業経営自体を特に考へてみて特別の省といふものがあつてもいいのじゃないかといふようなことも考へてみたこともありますが、併しやはりいろ／＼検討して参ります。それ、それ、現在ある機構自体の持つ長所もあつたりいたしまして、なかなか簡単な考え方からいふところまで結論を出すということは相当困難なものであります。やはりこれまで機構を改めず場合には、これは機構改革全体としての感じでありまして、相当大がかりに案を作つてた例えは労働省と厚生省は一緒にしても然るべきじゃないかといふだけの考え方ではなく／＼できないのであります。機構全体を相当大きな改革をするといふときにその一環としてするのでないといふような現実の事由などいろいろありまして、今のところ見送りとい

う形になつております。それと申しますことは、今後の本格的な検討に待つておくことになつております。

○八木幸吉君 第十番目に、当初の塚田試案におきましては内政省の設置ということも考慮されていたように考へるものであります。この問題について御意見を伺いたうのであります。旧内務省の解体は占領下という特殊な事情に基く要請ではありましたが、これに伴う内政事務の分裂化は国内行政面におびただしい浪費と不効率を招来いたしましたので、警察事務はこれを府県に委譲するといひました。地方の一般の行政連絡、地方財務、土木等の事務を管掌せしめ、併せて建設省をも整理統合するという考へが一つあるわけでありました。これについての御意見をお伺ひいたします。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは若し世上にそのように伝えられておつたといひますならばこれは誤りでありまして、今のところの行政整理庁としての考へ方には内政省という考へ方は実はないのであります。と申しますのは、私も御指摘のように、内務省が解体して幾つかの省、建設省、労働省、厚生省、これは旧内務省の一部分を分担いたしております。現在私が所管いたしております自治庁もその一つの部分を扱つておるわけでありまして、こゝういふ場合に非常に分れて来る上から来るロスといふものが多いと思つたのであります。併しこの占領後に行われた機構改革の面では私はこの部分が相当大きなポイントじやないかと考へるわけでありまして、これをそゝういふようなこの機構の上からロスがあるといふような考へ方からだけでも

一度まとめるという事は、これは日本の自治といふものを育成し、従つて民主政治の方向といふものを育てて行くといふ上に、相当これは問題点が出て来るのじやないかという考へ方がむしろ私にいたしましては強くいたしたもので、内政省にこれをまとめるという考へ方については、かなりまだ疑念がたふさんあると考へておるわけでございます。むしろ今の考へ方といひましては、やはり地方の機構として、府県は先ほど申し上げましたような考へ方でありまして、自治団体の第一段階の市町村といふものを育成強化して、このところを本場に仕事をやつてもらう。そしてそれとつながる中央の省はもう少しこの中央の機構の統合をいたしまして、やはり農業関係は農林省、商工関係は通産省といふような行き方で、それを内政といふ形にまとめるというこゝでないほうがよいのではないかと考へておるわけでありまして、まあまだ漠然たる考へ方の段階であります。が、そゝういふわけでござります。

○八木幸吉君 十一番目に、各省の事務の中に調査、統計、営繕、購買、印刷のごとく技術的に調整することによつてこれを専門化し、能率を發揮し、併せて経費を節約し得るものはこれを整備統合することが妥当であると考へるものであります。例へば統計調査等の事務はできる限り総理府に移す、それから営繕、購買等の事務は大蔵省に一括してこれを移すといふような考へ方についての御意見。

○国務大臣(塚田十一郎君) これは考へ方としては全く同感であります。そのように又非常に考へましたのでありますが、ただこの考へ方が非常に実現にまで到達しなかつた原因は、例へば非常に顕著に実現の可能性のあると考へられた建築、営繕でござりますが、営繕の統合でもいざやつてみるというこゝにならざるやうに、例へば私が所管いたしております郵政省の場合なんぞでもやはり全部を持つて行けない、或る規模以上の大きなもので統合すれば統合できるかも知れない、小さなものはやはり残さなくちやならない。そゝうなりますと結局営繕の機構といふものが現省にも残る、新しいそれを統合した省には大きな機構として更に新しいものが必要となるというこゝで、結局すつきりした形で全部統合ができなない。その場合にこの日本の官庁機構の通弊として恐らく事務が簡素化されるところじやない、一層複雑になつて、却つてどうもやりにくくなるのじやないかという感じの面がだん／＼と検討している間に強く出て参りました。これをやるならば徹底的にやるといふことではなからうかというこゝで、これもやはり考へ方としてまだ熟して結論を得るといふところへ行つておらない。併しこれは考へ方の筋といたしましては、やはり依然として御指摘のような考へで行くべきものであると考へておりますので今後検討するつもりであります。

○八木幸吉君 今の問題に関連してですけれども、例へば法務省で建築に関するものをやつておる。ところがあそこで設計をしてもを建てると、まるで中途半ばなものになつちまつて非常にあとで困つたという事例も多々出ておるわけでありまして、この問題は一つ真剣に突込んで御研究を頂きたいという気持ちであります。

それから第十二番目に各省の外局制度についてお尋ねをいたしたのであります。本国会の決算委員会におきまして、昭和二十六年年度の決算審査の際に、タイ米の輸入に関連して不急の麻袋三百萬枚を八億七千萬円で買つて七億五千萬円損をしたといふ驚くべき事実がありました。当時の農林大臣の御出席を請ひましてこの間の事情を聞きまして、たゞこの外局を全部内局へという事は、これは自由党の機構改革の委員会におきまして、大原則としてはやはりそゝうすべきであるという決定をいたしておるわけでありまして、

○八木幸吉君 そゝういひますと、まあ先のことを言うのも何ですけれども、次の国会に提案できるような気持ちで検討しておられると、こゝう承してよろしくござります。

○国務大臣(塚田十一郎君) 次の国会といふように申上げられますか、要するに政府が今考へておられます或る程度の機構改革の成案を得る段階には、恐らくそゝういふ線は出て来るだろうと、こゝういふように了解しております。

○八木幸吉君 第十三番目には、各省に設けられた審議会、調査会は現在一体幾らあるか、今後これをどう整理するかといふことであります。

○政府委員(大野木克彦君) 審議会、協議会等をひつくるめまして曾つては三百くらいあつたのでございますが、だん／＼整理をいたしまして、只今百九十六、七になつております。今後も成るべく不要のものは整理をして行きたいといふつもりでおる次第であります。

○八木幸吉君 今後整理せられる見込の数は、例えは何割というふうな見当は付くのであります。

○政府委員(大野木克彦君) 実は審議会の設置につきましては、占領時代に一応の基準がございまして、今その基準を建て直す研究をいたして

○八木幸吉君 次は第十四番目でありまして、附属機関中の試験研究機関の重点的整備について伺いたい。

○八木幸吉君 次は第十四番目でありまして、附属機関中の試験研究機関の重点的整備について伺いたい。

○八木幸吉君 第十五番目に行政運営の面について伺います。

○八木幸吉君 十七番目に私は各省の人員配置について一つの原則と申す

○八木幸吉君 十七番目に私は各省の人員配置について一つの原則と申す

○八木幸吉君 十七番目に私は各省の人員配置について一つの原則と申す

○八木幸吉君 十七番目に私は各省の人員配置について一つの原則と申す

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 第十六番目に人員の整理と待遇の問題について伺いたい。

○八木幸吉君 十八番目に、今回の行政整理は機構改革には殆んど見るべきものがなくて、警察制度の改正に伴う

○八木幸吉君 十八番目に、今回の行政整理は機構改革には殆んど見るべきものがなくて、警察制度の改正に伴う

○八木幸吉君 十八番目に、今回の行政整理は機構改革には殆んど見るべきものがなくて、警察制度の改正に伴う

○八木幸吉君 十八番目に、今回の行政整理は機構改革には殆んど見るべきものがなくて、警察制度の改正に伴う

○八木幸吉君 十八番目に、今回の行政整理は機構改革には殆んど見るべきものがなくて、警察制度の改正に伴う

○八木幸吉君 十八番目に、今回の行政整理は機構改革には殆んど見るべきものがなくて、警察制度の改正に伴う

○八木幸吉君 十八番目に、今回の行政整理は機構改革には殆んど見るべきものがなくて、警察制度の改正に伴う

○八木幸吉君 十八番目に、今回の行政整理は機構改革には殆んど見るべきものがなくて、警察制度の改正に伴う

もにちえをしぼつて作る必要があるのではないか。これは行政改革を志すものは、各方面ともに一致したところも意見であると思ふのですが、この考へ方に政府としても一過再考を願ひたいと思ふのですが、それについて副総理に伺つてみたいと思ひます。

○國務大臣(緒方竹虎君) これは從來たび／＼繰返した行政整理の、或いは行政機構改革の案に鑑みまして、これにはいろいろ政治的の理由もありまして、極めて極端の低いものを必要を生ずるかも知れません。本会議で今御引用になりましたような答弁をいたしましたけれども、政府でも更に慎重に考へまして、場合によつたらフーパー委員会のような形のものをつまり官民の見識を総合するやうなものを必要があるかも知れません。更に検討してみます。

○八木幸吉君 今の問題は国会や民間、政府の／＼適當な数を推選して、成るだけ民間人を多くして、どうも今までは政府のほうに偏つておるやうに思ふので、民間人のちえを十分いかすというやうなことで考へを願ひたいと思ひます。

それから最後に、これは副総理にもお聞きを願ひたいのでありますけれども、御答弁は吉田総理が本委員会に御出席になりましたときに直接御自身の口から私は承りたいという問題であります。それはほかでもありませんが、行政整理によつて整理されるかたがたは、如何に國家の要請であるかといふ相當の御本人としては苦痛があるといふのは當然であります。従つてこの局に當る最高の責任者が最も自衛しなければならぬといふことは、これ又

當然でありまして、曾つて吉田総理が国会におきまして綱紀肅正の観点から、若し疑わしいことがあつたら自分をひつくくつてもいいといふことを言われたのを私は聞いたことがありますが、當時私はその意見は非常にそうであると思ひ感心いたしました。併しその後長らく權力の地位におられた結果であると思ふのであります。御承知の通り最近におきましては与党の副幹事長が二人起訴をされております。更に又幹事長の逮捕許可の請求が申請されても、指揮権発動という前例のない暴挙によつて法相が進退を決した。而もこゝろ事態に立つてもなおてんとして顧みないという現状で、果して整理される人たちが得心してその職を去るといふことは私は考へられないのでありますけれども、いや、こゝろいことをやつておつても整理される人は得心して席を去つて行くのだ、こゝろいふやうに考へになるかどうか、その点を端的に總理御自身から私は承つてみたいといふことをここで申上げて、私の政府に対する總括質問を終ります。

○委員長(小酒井義男君) 總理に対する總括質問であります。御承知のやうに堀委員が質疑中に副總理が席を外されておりますので、若干残つておると思ふので、堀委員の質疑は一般質問の過程で残つた分を一つやつて頂くことにいたしました。一応副總理に対する總括質問は堀委員の分を除いて終つたことといたして御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○委員長(小酒井義男君) それでは終了をいたしました。

暫時休憩をいたします。
午後零時二十一分休憩
午後二時四十一分開会
○委員長(小酒井義男君) それでは只今より委員会を再開いたします。

國務大臣等の私企業等への関与の制限に關する法律案を議題といたしました。質疑に入りまして先立つて、衆議院議員中村高一君ほか十九名より同様の趣旨の法律案が出ておりますので、これの両案に對する比較をいたしました諸点について杉田専門員から一つ説明を受けることにいたします。

○専門員(杉田正三郎君) 當委員会に現在付託になつております國務大臣等の私企業等への関与の制限に關する法律案と、特定の公務員の営利企業等への関与の制限に關する法律案、この二つの法律案は立法趣旨におきましては大体同様であります。この両法律案の規定の内容につきましても、只今議題となつておりますこの法律案の御審議の御参考までに二つの法律案の主な立法上の差違につきましても簡単に御説明いたします。

先ず両案の比較の説明に先立ちましてこの種の制限立法の形式につきましても一言御説明をいたしておきたいと存じます。國務大臣等の私企業等への関与につきましてもこれを制限する立法の形に二つの形が考へられるのであります。即ちその一つは純然たる取締的規定の形でございまして、例えば一般職の國家公務員の私企業等への関与の制限を規定しております國家公務員法の立法形式のごときものであります。この國家公務員法ではその服務の制

限規定に違反したものに對しましては罰則の規定が設けられておまして、嚴重に取締ることといたしておるのであります。他の一つは訓示的規定の形でありまして、この法律案では大体その趣旨に基きまして立案されておるものやうに見受けられるのであります。即ち國務大臣等のごとき行政の最も要職にある公務員に對しましては、特に私企業等への関与の制限につきましてその手続を詳細に規定し、又規定に違反した場合の罰則の規定を特に設けなくとも、單に訓示的に兼職を禁止する趣旨を明らかにいたしておけば法の目的は達し得るものと認めまして、他の事務は國務大臣等はその良識と判斷によつて善処せられるであらうといふことを前提としておるのであります。この訓示的規定という形の顯著な例として一つ古い法律で定められておるものを例示いたしておくならば、現在の刑事訴訟法の前身であります旧刑事訴訟法、大正十一年にできまして旧刑事訴訟法でありまして、その百三十五條にこゝろ規定がござい

ますが、「被告人ニ對シテハ丁寧深切ヲ旨トシ」云々という規定がござい

ます。檢察官が取調を行う場合に被告人に對して丁寧親切を旨とすべきことは當然であります。これを特に法律の規定にさしはさんでおるといふ趣旨は、これは當時まさしく檢察官がい

わゆる檢事アツシヨというやうなところで人権じうりんのこのやうな規定がござい

ます。得ると思ふのでこゝろ規定がござい

ます。その二つを立法形式の上で比較いたしまして御説明いたしておきたいと思ひます。便宜この國務大臣の私企業等への関与の制限に關する法律案をA案とし、他方をB案として御説明申し上げます。

兩法律案の違いの第一点は、兩法律案におきましては私企業等への関与の制限を受ける國家公務員の範圍の点であります。このA案におきましては内閣總理大臣、國務大臣、内閣官房長官及び政務次官を制限の対象としたしております。B案におきましては、そのほかに法制局長官、内閣官房副長官、人事官、検査官、大使、公使を掲げております。A案におきましてB案に上つております法制局長官以下のものを除外しておりますのは、これら法制局長官等は國務大臣、内閣官房長官、政務次官などと比較いたしまして事務官的な色彩が強く政務官的な色彩が薄いので、國務大臣などと服務の上で一律に規定する必要があるといふ立法趣旨に基いておるかと考へられるのであります。なお念のために一言申し上げておきますが、人事官、検査官、大使、公使の服務につきましては、官吏服務規律のほか、すでにそれ／＼の特別法が設けられておるのでござい

ます。その第二点は、營利企業を目的とする私企業への関与の制限につきましては、兩法案とも全く同一の形で規定せられております。が、營利企業以外の事業へ関与する場合の制限につきましては兩法律案に多少の違いが見受けられるのであります。その一つはA案におきましては私企業の場合と同様に兼

限規定に違反したものに對しましては罰則の規定が設けられておまして、嚴重に取締ることといたしておるのであります。他の一つは訓示的規定の形でありまして、この法律案では大体その趣旨に基きまして立案されておるものやうに見受けられるのであります。即ち國務大臣等のごとき行政の最も要職にある公務員に對しましては、特に私企業等への関与の制限につきましてその手続を詳細に規定し、又規定に違反した場合の罰則の規定を特に設けなくとも、單に訓示的に兼職を禁止する趣旨を明らかにいたしておけば法の目的は達し得るものと認めまして、他の事務は國務大臣等はその良識と判斷によつて善処せられるであらうといふことを前提としておるのであります。この訓示的規定という形の顯著な例として一つ古い法律で定められておるものを例示いたしておくならば、現在の刑事訴訟法の前身であります旧刑事訴訟法、大正十一年にできまして旧刑事訴訟法でありまして、その百三十五條にこゝろ規定がござい

職の例外も全く認めていないのであります。B案におきましては、但書の規定を以て内閣の承認を得た場合には兼職し得ることとなつてゐるのであります。

その二は、B案におきましては特定の公務員が法令の規定に基いてその職に伴つて営利企業以外の事業を行う団体、例えば公益法人のごときものでございまして、こういう団体の役員等の職を兼ねることとされてゐる場合には兼職しても差支えないという趣旨の規定を特に設けてゐるのであります。このA案にはそのような規定はないのであります。純然たる法律論からすれば、他の法令で特にこれらの場合の兼職を認めてゐるならば、その法令が特別法であり得るから、特にここに重ねて規定する必要はないと考えられます。B案でこの規定を特に設けておけるのは、注意的規定の意味ではなからうかと推測せられるのであります。

その三は、B案におきましてはその規定で特定の公務員について禁止又は制限されてゐる職を兼ね又は業務を営んでゐるものは、その当該公務員とならうとする場合においては、当該公務員となつた日から起算して三十日以内に限り従来通り兼職し又はその職を営むことができるという猶予期間の規定を特に設けておけるが、A案にはそのような規定はないのであります。A案においては、最初に申述べましたように、A案は内閣大臣等の私企業等への関与の制限については取締的規定の形をとらずに、純然たる禁止的規定の形をとることが最もふさわ

しいものと認めて、従つて罰則規定は申すに及ばず、このような猶予期間について何ら規定されなかつたものと考へられます。

その第四は、附則の立法の形が両法案の間で趣きを異にしてゐるが、その狙いとするところは結局兩者とも同じであります。要するに現在内閣大臣等の公務員で私企業等に関与しておる者があつた場合におきまして、これらの法律案が成立して法律となつた場合、これらの法律が公布されて即日施行せられ又即日適用せられたとした場合には、この支障が生じ得ることも予想されますので、これらの公務員が従来関係してゐた私企業等の退職等の手続に要する期間を一月と見込みまして、この両法案におきましては結局同一趣旨の附則の規定が設けられておるものと考へます。以上がこの両法案の比較の説明でございます。以上私の説明を終ります。

○委員長(小酒井義男君) それでは質疑を続行いたします。ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め

○岡田宗司君 衆議院の議員提出法律になつておるほうでは法制局長官、内閣官房副長官、それから人事官及び検査官、大使、公使まで含んでいまして、この点こちらのは政務次官までで限られておるが、これはやはりここまで含ませるほうがいいのではないかとと思ひますが、その点はどうでしょう。

○八木幸吉君 今杉田専門員から御説明ありましたように政治性が比較的薄

いという意味でのけましたので、是非これをのけなければならぬという気持は別にありませんので、皆さんの御意向で入れたらよろうということなら私は無論異論はございません。

○岡田宗司君 私はやはり入れたほうがいいように思ふのですが、まあ内閣官房副長官にいたしましても、とにかくまあ長官とはかなり違いますけれども、併しやはり相当何といひますか任命等に當つて政務次官と同じようなことであるのでやはりこれは入れたほうがいいのじやないかと、他についても同じと思ひます。

それから先ほど竹下さんの指摘されました点ですが、これはやはり若干の仕事を整理する期間を設けておいたほうがいいのじやないかと、そのほうが合理的ではないかという二点について私申上げます。

○八木幸吉君 今の猶予期間の話なん

でございしますが、この法律の施行は法律が公布されてから一月といふことが附則にあるわけでありまして、その間に現在の該當する職にあるかたがたは、その手続をなさる。それからすでに内閣大臣等の私企業禁止のこの法律が制定されましたら、新しく内閣大臣になられるかた、若しくはこの職に該當する職になられるかたは事前にすでに例へば会社で言ひますれば辞表を一枚書けばそれで済むんですからもうその必要はないだらうというふうな意味で、実はこういうふうなきめたわけでございますが、併しそのほうがよからうといふことであればいづれも私はそのようにすることに異論はございませんが、現在その職にある人と將來その職にある人とは、そこに若干開き

があつてもいいだらう。成るべくこれを厳格に守る気持で、辞表一本書けばそれで済むんじやないかということ考へておりますので、これは皆さんの意見でどうになりましていいさかともそれに対して異議を申すわけではございません。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) それじや速記を始め下さい。

それではほかに御発言もないようでございますので、内閣大臣等の私企業等への関与の制限に関する法律案については質疑は終了したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。速記をちよつととめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) じや始めて下さい。

○委員長(小酒井義男君) 次に人権委員会設置法案を議題といたしまして前回に引續いて質疑を続行いたします。なおちよつとお断わり申上げておきますが、発議者の魚田得治君が本日病氣のため委員会に出席できませんので、人権擁護局長が出席しておられますから局長に対する一つ御質疑がありましたらお願いいたします。

○委員長(小酒井義男君) 速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(小酒井義男君) 速記をつけ

て下さい。

れども、委員の任期の五年ですが、これは私も少し長過ぎる感じがするのであります。その理由は委員長及び委員は国会が承認を与えるのです、条件として私はこの種の委員の任命については国会が承認を与えるといふことは、ほかに例がいふ／＼あるが、つまり同意を表するのですが、これは同意を表する、承認を与える、議決を求める、いろいろ表現はあるけれども、又その国会承認を求める求め方にもいろいろあるけれども、私はその本質は国会の任命と解するのです。単に承認しましたといふものじやなくて、各種委員について国会の同意を求めるという行き方は、私は国会が任命することがその理論から言つて本質だと思ひます。そうしますと、そういう観点に立つてみると、委員長及び委員の任期は五年といふことになると、国会の任期は衆議院においては四年なんです。それから参議院は三年ごとに参議院の構成が変るのです。ですから参議院議員の任期は六年であるが、一応参議院は三年ごとに構成が変るとみななければならぬ。衆議院は通常の任期通りいつても四年で変るのです。そうすると五年という任期は、国会が五年の任期の承認を与えておくといふことになる、次の衆参両院はこの委員の任命についてはもう検討することができない。言い換へると、次の構成される国会の任命権、つまり人事の審議権までも今の国会でやつて行くといふことは、私は建前上不合理だと思ひます。ですから、そういう意味から言ひますと、やはり議員の任期と同じか少くともそれ以上になつてはならぬと思ひます。そういう意味で五年は長いと思ひ

のですが、こういうことを政府に聞くのはおかしいですね。これを問題にしておきますから、一つ提案者でもいいです、どう考えるかというのを答弁してもらいたいと思います。

それで今私は政府にせつかく御出席ですから聞きますが、第六条第五項に「委員は、非常勤とする。」とあるのです。この非常勤というのはどういふ性格のものか、私は役員のことはいくわかんから、承知をしていないから教えてもらおうのですが、非常勤というのはどういふ性質のものか、それで委員をなぜ非常勤にしたか、こういうことです。それで能率を非常に上げ、経験を高め、人権擁護の非常に大きな仕事をこころして強化してやろうという建前の下に委員会制度をとつて、どうして委員を非常勤にしたかということでは私は不徹底に思う。ただ非常勤ならば言い換えるならば嘱託と同じようなもので、弁護士をやつておる人もほかの仕事をしておる人も、今の国務大臣の私企業の禁止の反対に、仕事をしておりながらこの委員になれるという便利からだけでしたというのでは、私は非常にこころいふ機構を強化拡大して行こうという趣旨と矛盾すると思うのですがね。それから又非常勤になれば日当で済むから経費がどうかというところは些々たることであつて、人権擁護を強化して行こうという大きなことの前に二人や三人の委員を非常勤にしたところが、経費が節約されるからというようなことは、これは天びんにかからない理論です。なぜ委員を非常勤にしたかということには私に納得できない。非常勤というのは出て出なくてもいいのです。つま

り毎日常勤の職員のようにきちつと出なくてもよい。自分の都合のいいときに出席したいということなんです。そういう建前のものになるのだらうと思う。それで従来政府内部に持つておるところの各種の非常勤の委員があるのです。審議会なり委員会なりそういうものがある。この非常勤の委員の出席率が悪いのです。実際から言つたら、一週間に委員会を一回ぐらい開くと言つたが、非常に多数の案件を抱えておつてそんな程度のことではいけないのじやないかと思つてですね。私は委員なども常勤にしてやるくらいでなければ、こういう考え方にそぐわないような気がするのです。

以上が私がこの委員の非常勤についての疑問に思ふところだが、これは一つ局長から私のわからないところを教えてください。

○政府委員(戸田正直君) 人権擁護委員会設置法案の委員長及び委員が非常勤になつておるのはどういふことかと、いふことであつたのですが、これは議員提案でありまして私のほうとしてはそれに対してどういふという批判はちよつといたしかねるものでありますけれども、ただ非常勤と申しますのは私はまだよく研究いたしておりませんが、公務員は公務員法に基いて常勤いたすことになつておりました。非常勤の場合はいわゆる常時常勤しないという程度でありまして、実際の運営としてはいつでも勝手なとき出ていふといふことではなくして、一週間に何回とか日をきめて実際に出席するように承知いたしておきます。

そこで人権擁護の仕事が非常勤でよいかどうかという問題であります。これは委員の皆様は御判断願ひなればならんこととまでございまして、恐らく議員提案者の御意向としては、委員長が常勤であるならば委員は非常勤であつても人権侵害事件を処理するのが必ず毎日たくさん事務量があるといふことでもないだらうというところから出たのではないかと、これは想像でありまして私もわかりませんが、さういふ意味から非常勤でまかなえるのじやないかと思つてあります。で、私のほうで侵害事件として受理いたしました件数はこの前も御報告いたしましたが、二十八年度では二万九千四百四十四件といふことになつておりました。そのうち人権擁護上一番問題になります特別公務員の人権侵害事件といふものは、二十八年度におきまして八百八十一件でございます。これらの点から委員全部が常勤でなくとも賄えるのじやないかといふふうな提案者のかたはお考えになつたのじやないかといふふうな想像いたしております。ただ理想として全部常勤であるならばこれはさういふことではもう申上げるまでもないと思つてあります。さういふような点から侵害事件の処理件数、予算面等を考慮されて、まあ委員長は常勤であるが他の委員は非常勤でもよいといふのじやないかといふふうな考えになつたのではないかと、さういふふうな想像いたしております。

○山下義信君 今の政府の御所見ですがね、さういふ意見では、これは委員長は非常勤じやないでしようね。第六条第五項の委員だけが非常勤なんです。それから、委員長は非常勤じやない。あなたは今委員長及び委員とおしやつたけれども、委員長は常勤で、委員は非常勤の委員では、会議が成立しないことが多いだらう。つまり第十二条の会議のところで会議成立の諸要件がある。これはさういふふうな、随時出席的な性格の勤務要件になつておる。非常勤では会議は成立しない。それで今の政府の所見ではまあいゝわば大して会議にかけるような件数がありませんからさういふ会議を開くこともなくて、この状態でいいだらうといふ御所見である。さういふ考え方は私聞いているとどうも現状から一歩も出ないといふ考え方で、さういふ件数が十分機構が強化されれば今の三倍でも五倍でも実際はある。人手が少なくて機構が小さくて弱いから十分な活動ができないといふふうな我々は聞いています。今の程度で行ける、今の件数の程度を予想されているのであつたならば何もういふふうなことをする必要はないと思つております。

政府について参考になり聞きたいと思つては、さういふ委員の推選といふものは、つまり任命ですね、みんなこれは所管大臣がやるのですか。これは人権擁護委員会の委員は法務大臣が両議院の同意を得て任命者になる。それで法務大臣が又罷免することができるようになつておるようですね。或いは総理大臣が推選をして我々国会の同意を求める委員といふものがかなりあつたように思ふ。それで通達大臣とか厚生大臣とかいふものが任命者になつて、又その委員の首を切ることもできるようなやつておる者、みんな他もさういふようなものですかね。ほかの委員はどうですか。さういふことですか。

○政府委員(戸田正直君) 公正取引委員会では総理大臣が任命いたすことになつております。この人権委員会設置法案によりまして、法務省の外局として人権委員会を設けるといふことになつておりますので、外局といふことになりまして、所管大臣が普通任命いたしておるようになり承知いたしております。

○山下義信君 それでは同じ質問をするわけなんです。省の外局としての委員会といふものの行政機関を持つてゐるのが他に例がありますか。私が質問する要旨は、これは強くなる意味なんです。人権擁護関係の行政機関を強くしよう、この委員会といふのは強い。強いのはどこが強いといふのは、それが主官大臣のさういふ大臣などがあつて先に使われることが強い。それでそれから大體独立的な性格を持たせよう。さういふふうなことを余り大げさ過ぎるというので、この程度で適度して立案したのでしようけれども、ともかくやはりこの委員の任命権は法務大臣が握つておるというのじや局長と同じことなんです。強さうに見えて、けれども、実体はちつとも強くなつて、それで省の外局だから国会の同意を要件にしているけれども、法律の形式はやはり法務大臣が推選をし、つまり罷免権まで持つてゐる。さういふふうな委員会があるのではありませんか、さういふふうな外局で主官大臣が任命権を持つてゐるような委員会といふのは他の例でどういふものがありますか、私は

○山下義信君 仲裁委員も労働大臣。
○専門員(杉田正三郎君) はあ。
○山下義信君 その点は疑義が晴れました、そういう他に例があるので。
○八木幸吉君 関連して専門員に伺いたいのですが、土地調整委員会の委員の任命は総理大臣ですか。
○専門員(杉田正三郎君) これは今ちよつと申し落しましたが、総理府には委員会が三つございます。一つは公正取引委員会、国家公安委員会、土地調整委員会、この総理府の委員会の委員

○委員長(小酒井義男君) 速記を始め
て下さい。

○三浦義男君 委員は非常勤とする、
こう言つてゐるのですね。これは前に
御質問があつてお答えになつてゐるの
で私は不勉強かも知れませんが、これ
も、これは人権を擁護すること、こと
を非常に強く打出した法律案なんです
ね。ところが非常勤にするということ
になりますと、私はむしろ前の内局で
行政権を持つていたときよりも、事務
の能率が下るんじゃないかそういうよ

自分のポケットマネーまで出して仕事をやってもらえるというようなことがありました。が、むしろこういう方面にもつと金を出されるなり何なりして力をつけてやるのが事務を促進したり、能率を上げるもどかと思うのですが、これに対しては事務局は御答弁できると思うのですが、どういうお考えですか。

○政府委員（戸田正直君） 人権擁護委員の手当報酬の問題に関連しまして、予算の問題が常に問題になるのであり

る面において人権擁護局が縮小されるんじやないかということで、大蔵省としても力が入らんというやうな結果がやなかろうかと私は想像しておるのですが、常識ではさうな予算でまかなえないことはわかつておりながら、それが認めてもらえないというやうなことで今日まで参つております。ただ幸いなことに、幸いなことに甘んじてはいけないのですが、人権擁護委員になれるかたが非常に立派な見識を持つておられ、これに対して予算のことを

答への非常にしにくい面があるのです
が、ただ私個人の意見として答えられ
る範囲でお答えいたしたいと思いま
すが、人権擁護の仕事が権威と独立性を
必要とするものであることは、仕事の
性質上すでに委員の皆さん御承知のと
ころであらうと思います。そこでこれ
を委員会にして外局にした場合に今ま
でよりどうかという比較論になるので
あります、これはやはり委員会の委員
長及び委員等になられるかたへの熱
意等が相当影響すると思うのです、

委員会にしましても先ほど委員の皆さんの中からお話ありましたように、とかく委員会というものは冗長に流れて誰が責任を持つて仕事をするかということが薄くなる面が往々にしてあるとは断言いたしかねるのでございしますが、そういう面が考えられるのであります。そこでやはり委員長なり委員になられるかたへの熱意と運用如何というところにやはりかかると思いますが、ただ機構の上からは外局というところになりますと、内部局よりはやはり機構上独立性を持つし、大きなこということに相成ると思うのでございしますが、そこで例えば先ほどお話をいたしました予算にいたしましても、或は人権擁護局職員が現在十四名である、四十九法務局の職員が全部で百六十三名であるというふうなことも、独立性を以て外局になりますれば、予算或いは人事等においても今までよりは相当のゆとりができるだろうというところは考えられるのであります。最前申しましたように法務省の方針がきまつておられませんので、私から申しなければならぬというのを申上げると、又先ほどの山下委員の質問に対しても多少私の答弁の仕方が極めてあいまいなようなことになりましたのですが、それは今申上げたような事情からそういうことになりましたのでありますが、ひややかな今の考え方としては外局になれば予算もとやすしい、人事の問題についても相当の余裕が持てるだろうということも考えられます。それから人権擁護の仕事の面でもやはり独立性を持つことが必要である。又そうすることが一般の国民の立場からも、内部局よりは外局において事件が処理されるという

うことのほうが、公平な処理がされたというところに信頼されるのじやなかろうかというふうな気がいたすのであります。それらの点を一つ御勘案願つて御審議を賜わりたいと思つてございしますが、ただ内部局であるからこの種の仕事が従来できなかった、又できない、さういふには申上げられないのであります。委員にいたしますと冗長に流れやすい、誰が責任を持つて一生懸命やるかという点については一つ委員長なり、委員になられるかたの御意等が相当影響するのではないか、かように考えております。

○委員長(小酒井義男君) それからもう一点。最近の新聞で私見たことなんです。東大の文学部助教授が蔵書の調査を受けたということなんです。人件侵害の問題で擁護局のほうで取上げられたということが出ておつたのですが、その経緯でいいのですが、一つその経過と、そしてそうした問題が最近従来に比べて減つて行つてつあるのか、そうでなしに逆にふえる傾向にあるのか、その点についてちよつと話を参考にお伺いしておきたい。

○政府委員(戸田正直君) 只今の御質問につきましてお答えいたしますが、本年の三月三十日午前十時半頃だと存じますが、台東区谷中三崎町に居住しております関野雄助、このかたは東大の助教授であります。その関野助教授宅に谷中警察の安藤安正という警察官が案内簿、前は戸籍簿というものが警察にあつたのですが今は案内簿と言つておりますが、この案内簿を持ちまして防犯予防等の考えで関野助教授宅を訪れた、そこへ奥さんが玄関へ出て参

りまして、その奥さんに対して安藤巡査が丁度玄関のところの障子が一つ切れてありまして、これをお宅は大変まああつた、これをこしらへられておつて用心がいいですねという話でございまして、それから間もなくお宅は文部教官でございましてかという質問に対して、奥さんからさういふ質問に対して、奥さんにお勧めですかと言われて東大に勤めていまして、こういうふうな質問のうちに丁度玄関の前の四畳半に本箱が置いてありまして本がぎつしり詰つております。その本箱を見ておりました安藤巡査が奥さんに本を見せて頂けませんかというふうなことで、余り突然なんです。奥さんがはあと言つて驚いてるうちに、靴を脱いで帽子をかぶつたまま上り込んで本を見ておつた、それで引出した本がマルクス・エンゲルスの芸術論と、「ソ同盟の自然改革」というふうな、そうした本を二冊ほど抜き出して見ておつた、そこへその隣りの奥の部屋におりました主人が出て参りまして、一体何しに來たんだというふうなことで押し問答があつて、約三十分ばかりして関野助教授からいろいろ難詰されて歸つたという事件なんです。さうした事件を東京法務局の人権擁護部に訴えがございましたので直ちに調査いたしましたのであります。その結果大体今申上げたような事実が判明いたしましたのであります。安藤巡査としましては、自分は前々からこつと物とか盆栽等に趣味を持つておつた、本に対しては趣味はなかつたが、前々からそうした本を見たかと思つておつたような矢先であつたので、たまたま本箱があつたので、つい何気なく見たくなつたというふうなことを言

つていたのであります。私のほうの調査した結果として、一体何のために上り込んで人の本を見なければならぬいかという理由が極めて薄弱であります。併しこの事件が思想調査のためによつたものであるかどうかというところに対しては私のほうから直ちに確定付けることはできないのでございしますが、けれども、諸般の事情から見ても思想調査というものが一般のまあ思ふ調査をしたのじやなからうかというふうな疑いを持たれるような事情があるというふうなことから、警察官の行った行為が人権擁護上よろしくないといふので勧告いたすことにきめたのでございします。まあ大体の概略は今申上げたような状況でございします。

○委員長(小酒井義男君) それから最近の人権侵害の件数はどういうことですか。

○政府委員(戸田正直君) もう一つ落ちておりました。御質問の趣旨は思つておりましたが、御質問の趣旨は思想問題等の侵犯事件でございします。か。

○委員長(小酒井義男君) そりうりものも含めて全体的に。

○政府委員(戸田正直君) 人権侵犯事件全体として先般も御説明申し上げましたが、毎年逐次というよりかなりの数が増上いたしております。先ほど申し上げましたように昨年度は二万九千四百四十四件というふうな数に相当増大いたしております。それは人権が侵害された場合にみずから人権を自分から守らなければならぬんだ、もう泣き入りするやうなことはしてはいけな

いんだ、若しそういうやうなことがあつた場合には、人権擁護局なり法務局なりに届け出でなければならぬ、救済を求めなければならぬというやうなことが漸く地方にも行き渡つて來た結果が、この数に相当影響しておると思ふのであります。実質的な人権侵犯事件がふえたかどうかということについては、今直ちに私は断言いたしかねるのでございしますけれども、併し戦後民主政治という時代となつても、なお人権侵犯事件が断つておらないといふことだけは間違いないところでありまして、侵犯事件がおある。又侵された場合にもう昔のように泣き入りしておらないといふやうな二つの面から、事件が年々増加しつてゐる。かように考えておりました。特に今年度に入りまして、これも大体の傾向でございしますけれども、昨年度よりは事件が多くなつて來ておるんじやなからうかという感じがいたすのであります。と申上げますのは、本年に入りまして、私のほうで告発いたしました事件がすでに五件くらいに相成つております。昨年度は事件はございしましたが、告発しました事件が昨年度は一件か多分二件でありました。今年度はすでにもう一月以来五件の告発をいたしております。やうなことから、侵犯事件が決して減らない、むしろふえつておるんじやなからうかというやうな感じがいたすのであります。

それから思想調査等の問題につきましては、これは極く最近の新しい事例でありまして、従来はそういう問題は殆んど私のほうで取扱つたことがないのでございします。御承知のように新聞等において御承知と存じますが、最近におきましては長野の公安調査庁の

職員による郵便の調査と申しますか、それから静岡における教研大会の出席者の氏名、動向等を警察官が調べたという事、それから先ほど申し上げました谷中の警察署の蔵書を調べた事件という事、私が私に取上げられて参りまして、以前には余りなかつた事件でございまして、今年に入りまして最近にそういう事件を私のほうで取扱つた次第であります。

○植竹春彦君 今日の人権擁護局長のお話、御答弁は、政府の代表としての御意見、御答弁でございまして、外局のほうがいよいよ御意見があつたのですか、あれは局長個人の御意見ですか。政府代表としての御意見ですか。

○政府委員(戸田正直君) それは政府の意見は先般実は政務次官がすでに述べられて、趣旨には賛成であるが、今直ちに賛成したいという反対の意見を述べられておりますので、政府委員といたしましては、私は私の立場上人権委員会を設けて外局にすべきだという意見を直ちに申上げられたいのでございまして、ただ私個人の意見として外局にした場合はどうでなかろうかという意見を申上げただけでございまして、私個人の意見でございまして、法務省としてはこの前申上げたように、趣旨には反対でないけれども予算或いは機軸の縮小を今いろいろ考えておる時期でもあるし、外局にして行くということにはすぐには賛成できないという趣旨の答弁がこの前ございました。ですから私の人権局長としての立場においては、政府の方針がきまつておりませんので、これは止むを得ないと思ひますが、ただ私個人の意見とした場合には外局にした場合に

こういうことが考えられるという意見を申し上げた次第でございまして。

○植竹春彦君 考えられるということとは外局にしたほうがいいという結論なんですか。

○政府委員(戸田正直君) 一つ皆さんで御判断なすつて下さい。いいということとはつきり申上げられませんが、

○植竹春彦君 わかりました。政府では今行政機構の改革で外局をできるだけ圧縮したいという意向を承知してございまして、そこに疑問を持ちましたので質問した次第でございまして。

○岡田宗司君 今の例の谷中のその本の調査の話でございまして、拙考を述べた、併しああいう事件はどうも個人の巡査が勝手にやつたとは思われぬ。警察として何か思想調査をやるといふようなことがあつて、それに基いてその巡査がやつたまま、露骨にやり過ぎたのでまあ問題になつた。それから他の方面において雑誌を買つた者の名前を調べるとか、公安調査官が上田でやつた事件というものは、私は一連のやうな裏に政府のほうで思想調査を復活しつつあるということがたまたま、そういう事件になつて現われた、こういうふうな思つておるのですが、あなたがたはそういう点をお調べになつたときに、これまでお調べになつておりますか。

○政府委員(戸田正直君) 今度の谷中の事件が一連の思想調査の一つであるかどうかという事は、これは私たちが調査したところではそういう点は何とも申上げられないのであります。が、どうもそういうあれがあつたのではなからうかという事は、今度の谷中の事件についてはほほそりでなかつたの

ではなからうかという気がいたすのであります。ただそういう折に警察官が何の必要があつてそういう本等を調べるのかという点から、客観的に見て思想調査をした疑いを持たれるのではないかと、うろたへて考えたのであります。が、本件のこの調査は私のほうで調べたところによりまして、小学校を出ただけで十五年間平査をやつておつて、警察等を調べたのですが、そのほうから見ても非常に成績の悪い、十五年間まだ進級もできないという極く百何番中の殆んどビリクらの成績なので、そういう諸般の事情から見ると、そういう命令によつてそういうことをしたといふようなことはちよつと考えられないような気がいたすのであります。これはどうも私どものほうとしても何ともお答えいたしかねるのであります。が、ほかの場合にどうかかわりませんが、本件の場合はそういうことはなかつたの

ではなからうかという気がいたすのは公平に見て思つております。ただそういう疑惑を持たれるような行為をするとは一般の人に与える影響が極めて大きいのではないか。警察等がいちやうとを一般に思ひやるというところに私は非常に遺憾な点があるのではなからうかという点から、処分勧告を要するにいたした次第であります。

○岡田宗司君 処分勧告といふと懲戒免職でございまして、

○政府委員(戸田正直君) 処分勧告といふのは必ずしも懲戒免職というわけじゃございません。私どものほうでは勿論監督者じゃございませんので、懲

戒する権限を持つておりませんので、それは監督者であるところにおいて適当なる処分をしてもらいたいという意図であります。懲戒は必ずしも免職だけではないと思ひます。

○八木幸吉君 ちよつとお伺ひしたいのですが、今人権擁護委員といふのは全国で何人ぐらいおられますか。

○政府委員(戸田正直君) 現在の実数は大体四千五百名ぐらいおられます。

○八木幸吉君 その人の一人の手当が千円以下と、うろたへてございまして、

○政府委員(戸田正直君) 一人の手当は年間で千円ということになつております。現在予算上認められておられます人権擁護委員の人員は三千九百二十三名分だけ認められておまして、あとは予算なしに委員をお願いしておる次第であります。

○八木幸吉君 委員法には二万名までこれを委嘱することができるといふに書いてありますが、本年度どのくらいおふやしになりますか。予算で制約されて予算だけしかおふやしにならない、こういう意味でございまして、

○政府委員(戸田正直君) お尋ねの通りに委員法では二万名まで委員を置くことができるということになつておまして、実際数は今申上げたように予算等の関係から四千五百名というところになつておまして、これも予算からはみ出しておるのでございまして、けれども、もうすでに事務局がきまして五年以上たつております。予算がとれないからと言つていつまでもこのままにできませんので、予算を考えずに増員をしつつあるのであります。それが四

千五百名までになつて参つたわけでありまして。本年度におきましてはできる限り委嘱申上げたいといふことは、むしろ都市より農村においてこの人権思想というものは普及させる必要がある。そこで各町村、村全部までも置きたい。こう考へるのであります。村まで全部置くことになりまして、大体一万名を超えるかと存じますので、いろいろ實際問題としては手続上のいろいろあれもございまして、全村にまで置きたいといふ考へで村のほうに委嘱を逐次いたしております。ふえて参りましたのが四千五百名でございまして、できる限り数はふやしたい。かように考へております。ただ今申上げましたように予算がございせんので、各地方の協議会なり連合会なり又現地の法務局とも連絡をとりまして、予算に關係なく、とにかく全部の村にまで置いてもらいたいといふやうなところから先に上申をさせまして委嘱を急いでいるという実情でございまして。

○八木幸吉君 府県別の人権擁護委員と侵犯件数の表を資料として御提出願いたいのですか。

○政府委員(戸田正直君) 早速作りまして。

○委員(小酒井義男君) 人権委員会設置法につきましては、なお若干資料の必要もあつたので、これの提出を求めて更に質疑を続行いたすことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十四分散会

昭和二十九年五月二十一日印刷

昭和二十九年五月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局